

広島県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年三月十二日

広島県知事 湯崎英彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市川北町字秋国一六九三から一七〇一まで、一七〇三、一七〇四、一七〇五の一、一七〇五の三、一七〇六、一七〇七の一、一七〇八、一七〇九の一、一七一〇、一七一一の一、一七一二、一七二三の一、一七二三の二、一七一四の一、一七一五の一、一七一六の一、一七一七の一、一七一八から一七二四まで、一七二五の一、一七二六、一七二七の一、一七二八から一七三八まで、一七四三から一七四五まで、一七四八から一七五五まで、一七五七、一七五八、一七五九の一、一七六九、一七七〇、一七七一の一、一七七二の一、一七七九の一、一七八一の一、一七九〇の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)